

SDGs未来都市計画に基づく事業を「新しい地方経済・生活環境創生交付金(以下「第2世代交付金」とする)」の優先的な支援対象とすることにより、さらなる地方創生の進展を図る。

- これまで「自治体SDGsモデル事業」に選定した10自治体のみに補助金による支援を行ってきたが、**全ての「SDGs未来都市」**を資金的支援の対象とする。
- 既に選定された「SDGs未来都市」(207自治体)が策定した**「SDGs未来都市計画」に基づく事業**に対しても、第2世代交付金の優先的な資金的支援の対象とする。

	2024年度までの制度	2025年度からの制度
支援内容	自治体SDGsモデル事業に選定した 10自治体 に資金的支援	<ul style="list-style-type: none">・全てのSDGs未来都市が支援対象・SDGs未来都市計画に基づく事業について、優先的に第2世代交付金を付与
支援額	定額1,000万円+ 上限1,000万円(補助率1/2)	都道府県・中枢中核都市：上限15億円(補助率1/2) 市区町村：上限10億円(補助率1/2)
支援期間	1年間	原則3か年度、最長5か年度
弾力措置	自治体ごとの交付金数の上限に加え1件の申請が可能	第2世代交付金の上限(10件)に加え2件の申請が可能